

令和2年3月23日

保護者の皆様へ

島本町教育委員会  
教育長 持田 学

### 運動場（小学校のみ）の期間限定開放（校庭開放）について

このたびの臨時休業にかかわり、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業中の児童の健康保持の観点から、下記のとおり、春季休業中、期間を限定して運動場を開放（校庭開放）することとします。

つきましては、下記の内容をご確認のうえ、必要に応じてご利用ください。

なお、学校の教育活動の一環として教職員による見守りを行います。利用にあたり、下記（5）のお願いについて、ご協力いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策については、日々状況が変化しているため、今後、国・府より新たな通知があれば、随時変更する場合がありますので、その際は改めてお知らせします。

### 記

- 1 場所 お子様が在籍する小学校の運動場
- 2 日時 3月25日（水）26日（木）27日（金）30日（月）31日（火）  
4月2日（木）3日（金）の7日間 いずれも午前9時～12時  
※雨天や、運動場が不良の場合は中止とします。
- 3 対象 各小学校に在籍する児童のみ。※学童保育室在籍児童は除きます。
- 4 持ち物 別紙の「けんこうかんさつカード」（検温、健康状態を確認し、記入したもの）  
忘れた人は、原則参加できません。  
水分補給のお茶のみ、持参できます。  
ボール等は、学校で貸し出します。  
※ただし、多くの面積を使う活動等は不可。
- 5 お願い
  - （1）利用前に各家庭で必ず検温し、別紙の「けんこうかんさつカード」に体温を記入の上、健康状態を確認してから利用させてください。また、手洗いの励行、マスクの着用等、感染拡大防止に努めてください。
  - （2）来校は、徒歩に限ります。（自転車は、禁止です。）
  - （3）運動場以外の場所には、立ち入らないようにさせてください。また、学校で決めている運動場の使い方のルールを守らせてください。
  - （4）3原則（注1参照）が守れない遊びは禁止とします。
  - （5）学校に持ち込みが許可されていないものは、持たせないでください。
  - （6）怪我や事故等については、日本スポーツ振興センターの保険適用となります。
- 6 備考
  - （1）教職員に、安全見守りをお願いしています。

注1【参考】クラスター発生のリスクを下げる3原則

- （1）換気を励行する。
- （2）人の密度を下げる。
- （3）近距離での会話や発声などを避ける。